

市民農園

を開設してみませんか？



平成 18 年 3 月
茨城県農林水産部農地局農村環境課

市民農園の制度が緩和されました

従来の地方公共団体や農協に限られた開設範囲や、利用者が作り過ぎた農作物の取り扱いが次のように緩和されました。

1 市民農園を開設出来る者の範囲が広がりました。

平成 17 年 9 月に市民農園開設関係法の「特定農地貸付法に関する農地法等の特例に関する法律」（以下「特定農地貸付法」といいます。）が改正され、市民農園を開設出来る者の範囲が広がり、次の①、②のような開設が可能になりました。

- ① 農地所有者が市町村と市民農園の適切運営に関する貸付協定を締結し、農業委員会の承認を得て、自ら市民農園の開設が出来るようになりました。（右ページ下段図1）
- ② 農地を所有していないNPO法人、企業、個人等が地方公共団体又は農地保有合理化法人から農地を借り受け、市町村と市民農園の適切運営に関する貸付協定を締結し、農業委員会の承認を得て、自ら市民農園の開設が出来るようになりました。（右ページ下段図2）

市民農園とは

農業を始める（農家になる）には、農地法により一定の面積（通常 50a）以上の農地を購入するか借りることが必要です。

しかし、それほど本格的ではなく、もっと小規模な農地を借りて農業体験を楽しみたいというサラリーマンなどの都市住民が増えています。

そこで 10a までなら農家でなくとも農地を借りられる農地法の特例措置として「特定農地貸付法」と市民農園開設のルールを定めた「市民農園整備促進法」が出来ました。

こうした法制度による 2 方式に加え利用者が農作業を手伝う方式の「農園利用方式」を含めた 3 方式による、農家以外の方が自家用野菜の生産や花などを育て楽しむための農園を通称「市民農園」と呼んでいます。

（右ページの表を参照）



2 市民農園で趣味的に栽培した農作物のうち、自家消費を超える余剰農作物については、直売所等で販売出来るようになりました。

（農林水産省の通知により）

県内市民農園開設事例

日立市 ふれあい農園



従来の個人開設の市民農園は利用者が開設者の農作業の一部を手伝うだけの「農園利用方式」をとっていましたが、平成 17 年 9 月の特定農地貸付法の改正により、個人でも区画割りした農地を利用者に貸し出すことが出来る民間市民農園の開設が可能になりました。

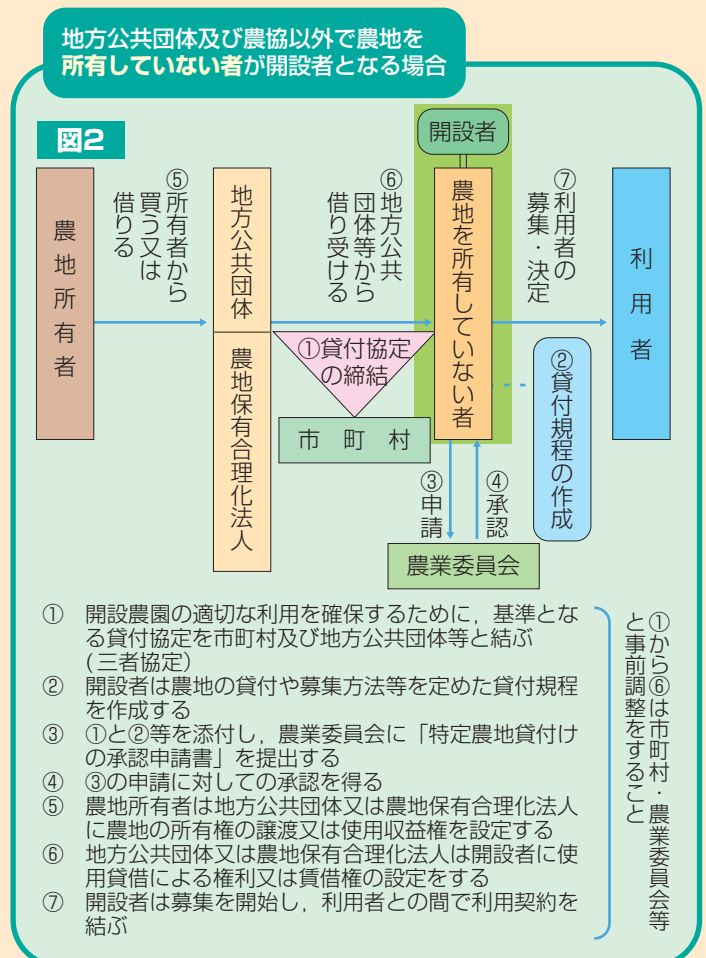
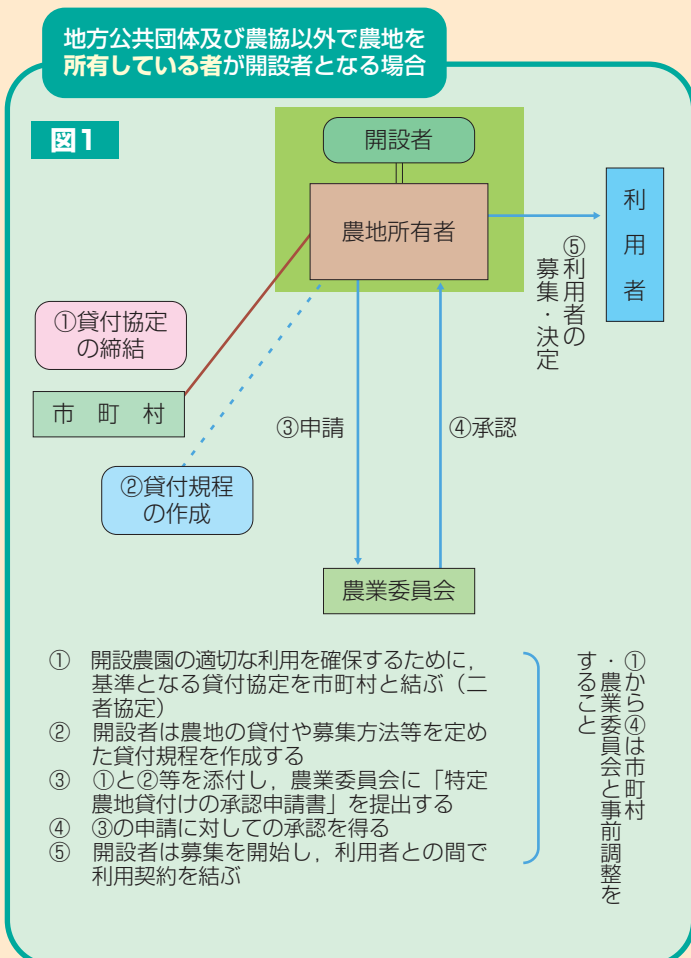
この法改正を受けて県内ではじめて個人が開設した市民農園としては、平成 17 年 10 月に開設された日立市東滑川町の「ふれあい農園」があります。同園は面積 1,500 平方メートルの遊休農地を三十区画に分けた貸し農園で、使用期間は一年間を基本として継続利用も可能です。また利用者には農家のアドバイスや指導も行われています。

市民農園の開設方法には下表の三種類があります。

開設方法 (開設の種類)	「特定農地貸付法」	「農園利用方式」	「市民農園整備促進法」
概要	<ul style="list-style-type: none"> ・小面積に区切られた農地を利用者が借りることの出来る、農地法の特例法です。 ・農地法の権利設定などの特例を受けられますが、市民農園を開設するには下欄の開設要件を満たす必要があります。 	<ul style="list-style-type: none"> ・農業経営は農家が行い、利用者が農作業を手伝う方式のことです。 ・開設者（農家）と利用者は農作業に関する契約を結ぶことが必要です。 ・農地の貸し借りは伴いません。 	<ul style="list-style-type: none"> ・農地とそれに農具庫やトイレなどの付帯施設を設置して市民農園を開設する場合のルールを定めた法律です。 ・この法律によって、農地法の転用許可等の特例が受けられますが、市民農園の開設できる場所は限られています。 ・付帯施設などの整備が必要になります。
開設場所	周辺の農地での農業生産に支障を及ぼさない位置にあること等。	定められた場所はありません。	市町村が定める下記の区域内に限られます。 ①市民農園区域 ②市街化区域
開設要件	<ul style="list-style-type: none"> ①利用者あたりの利用面積は10a(1,000㎡)未満 ②利用者あたりの貸付期間は5年を超えない ③相当数の者を対象とした定型的な条件での貸付け ④利用者の営利を目的としない農作物の栽培（ただし、趣味的な目的で栽培した農作物のうち、自家消費を超えるものについては、直売所等で販売可能） ⑤開設するときは、農業委員会の承認が必要 	特になし	<ul style="list-style-type: none"> ①農機具収納施設、休憩施設、トイレ、その他の付帯施設の設置が必要 ②特定農地貸付法の開設要件（左欄に記載①～④）が適用 ③開設するときは、市町村の認定が必要
メリット	農地法の権利移動の許可等が不要	生産緑地地区にあつては、相続税の納税猶予制度が適用	<ul style="list-style-type: none"> ①（特定農地貸付法の承認があつたものとみなされ）農地法の権利移動の許可等が不要 ②休憩施設等の整備については農地転用手続き不要 ③市街化調整区域の場合でも、開発行為などの許可可能
開設者の条件	地方公共団体 農協 農地所有者 NPO法人 企業 個人等	農地所有者	地方公共団体 農協 農地所有者 NPO法人 企業 個人等

— アンダーラインは、平成17年9月の特定農地貸付法改正により開設が出来るようになりました。

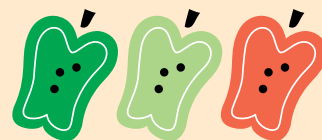
特定農地貸付法のしくみ（開設者別）



※地方公共団体及び農協が開設者となる場合は、従来どおりのため説明は省略

よくある質問

Question & Answer



Q 地方公共団体及び農協以外で市民農園を開設できる者とは具体的にはどのような者ですか？

A 農業者、NPO法人、企業、個人等で法律上の人格を有する者に限られています。ただし任意団体等は開設者には含まれません。

Q 市民農園はどこでも開設できますか？

A 市民農園整備促進法で開設する場合は、市町村が指定した「市民農園区域内」又は都市計画法の「市街化区域内」に限られます。特定農地貸付法で開設する場合は、周辺農地への支障が無いことなどを考慮する必要があります。農園利用方式の場合、開設する場所は特に限定はありません。

Q 利用者はどのように募集したらよいのでしょうか？

A 利用者の募集及び選定は公平かつ適正なことが大切です。また、応募が多い場合は抽選や申込の早い順などで決定されているようです。募集時期は1～3月に行い、利用開始は3～4月頃に行われることが多いようです。

Q 利用料の設定基準はありますか？

A 利用料については、特に制限はありませんが、施設の維持管理に係る経費、利用者の意向等を総合的に考え決定してください。県内の事例を見てみると、3千円未満32%、3～5千円32%、5千円～1万円25%、1万円以上7%となっています。なお無料のものも4%あります。

(平成17年3月茨城県農林水産部農地局農村環境課調べ)

Q 市民農園についての相談はどこへ行ったらよいのでしょうか？

A 市町村農政担当課や農業委員会に相談されるとよいでしょう。

Q 農薬などは自由に使えるのですか？

A 市民農園利用者も農薬取締法が適用されることから、無登録農薬の使用禁止や住宅地等の飛散防止などに注意する必要があります。

・茨城県内の市民農園については下記アドレス「茨城のグリーン・ツーリズム」の県内市民農園ガイドで公開をしています。

<http://www.pref.ibaraki.jp/bukyoku/nourin/nokan/ibarakigt.htm>

詳しいことはお住まいの市町村農政担当課及び農業委員会または各地方総合事務所農政課にお問い合わせください。

県北地方総合事務所農政課 直通 029-221-3012

鹿行地方総合事務所農政課 代表 0291-33-4111 (内線234)

県南地方総合事務所農政課 直通 029-822-8521

県西地方総合事務所農政課 直通 0296-24-9164

編集・発行 茨城県農林水産部農地局農村環境課 (都市農村交流担当)

〒310-8555 水戸市笠原町978番6

TEL 029-301-4264 FAX 029-301-4269

